

明るい笑顔で正しい申告

今年の確定申告は

税務署の出張相談

譲渡・所得税 → 2/28(火)・3/1(水)

所得・消費税 → 3/4(火)・10(金)・13(月)

午前9時30分～午後4時

役場第1・2会議室

税理士による無料相談

申告相談全般 → 3/6(月)

午前9時30分～午後3時30分

役場第1・2会議室

“特別減税”

差引所得税額	(32)-(33)-(34)	(35)
特別減税額	(35)×20%	(36)
源泉徴収税額	(35)×20%	(36)

$$\text{特別減税額} = \frac{\text{特別減税前の所得税額}}{\text{限度額 200万円}} \times 20\%$$

平成6年分の所得税について実施されます。

確定申告の時は、忘れないように！



退職所得と特別減税

平成6年分の所得税を負担している方は、特別減税で税負担が軽減されますが、退職所得に係る所得税もその対象になります。

退職所得に係る特別減税は、源泉徴収の段階では還付されないため、確定申告書（分離課税用）を提出して特別減税の適用を受けることになります。

退職所得にかかる確定申告書（分離課税用）を提出する場合は、次のような書類が必要になります。

- ① 退職所得の源泉徴収票
- ② 給与所得の源泉徴収票（退職の日までの給与分）
- ③ 公的年金等の源泉徴収票（受給している方）
- ④ 各種所得控除等の証明書類など

「税を知る週間」

ポスターの部

銀賞 中学1年 秋葉真弓さん



- 障害者手帳
- 国民健康保険証
- 印かん
- その他申告に必要なもの

還付申告は、2月16日以前でも受付け

- 確定申告をする義務のない方でも次のような場合は申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
- ① マイホームをローンで取得した場合
- ② 多額の医療費を支払った場合
- ③ 災害や盗難にあった時
- ④ 年途中で退職し、再就職をしていない場合
- ※ 郵送による申告書の提出もできます。
- ※ 申告の相談や申告書の提出は、できるだけお早目にお済ませください。

税金クイズ

問 私はい住宅ローンを利用して、マイホームを取得しました。この場合、所得税の住宅取得等特別控除が受けられるそうですが、土地と建物を同時に取得しても、対象となるのは建物部分だけですか。

はい・いいえ

答 住宅ローンを利用して住宅を取得した場合には、その住みはじめた年から6年間、住宅取得等特別控除が受けられます。新築住宅、中古住宅を取得した場合や増改築等をした場合に適用されますが、対象は建物部分だけです。

いけい